

## 山梨県森林環境保全基金運営協議会開催要綱

### (趣旨)

第1条 山梨県森林環境保全基金を財源として実施される事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、「山梨県森林環境保全基金運営協議会(以下「協議会」という。)」を開催する。

### (構成)

第2条 協議会は、森林環境部長が依頼する委員8名以内をもって構成する。  
2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。  
3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第3条 協議会に座長を置く。  
2 座長は、委員の互選によって定める。  
3 座長は、会議を進行する。  
4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会は、森林環境部長が招集する。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、山梨県森林環境部森林環境総務課が行う。

### (その他)

第6条 森林環境部長は、必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、森林環境部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年7月26日から適用する。

この要綱は、平成25年12月3日から適用する。

この要綱は、平成26年7月26日から適用する。

この要綱は、平成27年3月23日から適用する。

この要綱は、平成27年12月24日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。